

7 審査結果の意見・講評

審査の結果は、「第4 審査の結果」に記載したとおりである。

会計処理については、根拠の整理や確認が不十分なものや文書事務における不備が一部に見受けられ、また、一部処理誤りにより決算書等の修正を要するものなどがあったが、総体的には、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されているものと認めた。

決算書及び決算附属書類に記載された業務実績、予算の執行状況、経営成績（損益計算書）、財政状態（貸借対照表）等についても、記載事項の一部に誤記等の不備が若干見受けられたものの、おおむね適正に作成されているものと認めた。

決算審査に当たっては、地方公営企業法に規定される「経済性の発揮と公共の福祉増進」という経営の原則に従って運営されているかどうかについて、特に意を用いて審査を行った。また、本市公営企業の経営に関し、これまでも様々な側面から意見を述べてきたところであるが、それらを踏まえ、平成21年度の水道事業決算審査の結果について、次のとおり意見・講評を行うものである。

(1) 決算主要数値からみた意見・講評

平成21年度は、前年度と比較し、事業収益（総収益）及び事業費用（総費用）がともに減少した。

この主な要因等については、すでに「1 決算の概況」以下において述べたとおりであるが、事業収益の減少については、受取利息が、前年度にあった短期貸付金利息がなくなったことや平均金利が下がったことにより減少したことや、工事手数料収益が、前年度は制度変更前のかけ込み申請等で増加していたものが減少したことなどがあげられる。また、事業費用の減少については、高金利分企業債の借換え効果により支払利息が減少したことや、前年度は施設用建物の除却があったため増加していた固定資産除却費が、本年度は減少したことなどがあげられる。

事業費用の減少幅が事業収益の減少幅よりも大きかったことにより、純利益は、前年度より約4,200万円（6.9%）増の6億5,500万円余となり、過去10年間において最大の黒字額（約8億2,000万円）を計上した平成19年度には及ばないものの、17年度以降、連続して6億円台超の黒字決算となっている。

ア 給水収益（水道料金収入）について

水道事業の根幹をなす料金収入は、前年度より約400万円（0.1%）の増と、ほぼ横ばいとなっている。これは、料金のもととなる水道使用量について、一般需要家に対する有収水量（料金収入となった水道使用量。以下、「料金水量」という。）が減少したものの、福岡県南水道企業団への応援給水が増加したことや、前年度に行った料金改定の緩和措置の経過によるものと考えられる。

一般需要家については、従来、節水意識の浸透及び節水機器の普及、ボトルウォーターの購入増加、人口の減少・少人数世帯の増加などにより、水道水の使用量が抑制される傾向にあるが、平成20年秋以降の急激な景気悪化により、本年度はさらにその傾向が強まったのではないかと考えられる。

イ 企業債について

本年度は、企業債の借換えがなかったこともあり、元金償還額が約10億6,800万円（前年度比△55.8%）、借入額が西部配水場整備事業及び田主丸地区送水管整備事業のための約13億500万円（前年度比△18.4%）と、ともに前年度より減少したが、借入額が元金償還額を上回ったことにより、企業債の本年度末の未償還残高は約97億8,500万円と、前年度よりも増加した。

企業債については、前年度に終了した国の「公的資金補償金免除繰上償還等」制度を活用し、平成18年度から20年度にかけて過去の高金利分企業債（6%以上）の借換えを行っているが、このことにより、本年度の企業債支払利息は、前年度比約8,100万円（27.4%）減の約2億1,300万円となり、本年度決算における純利益増加の主要因となった。

本年度の企業債償還元金及び支払利息が、ともに前年度と比べ減少したことにより、「6 経営指標」における「(5) 企業債関連を示す指標（5指標）」すべてが、前年度に引き続き好転となっている。

なお、本年度の企業債借入れについては、前年度から実施している田主丸地区送水管整備事業の本格実施に伴って当初予定していた額よりも低く抑えられている。これは、本事業が当初予定していなかった国庫補助事業制度の対象となったため、これを活用し、事業費の一部が補助金でまかなわれることになり、将来の負担減が図られる結果となった。

上記の高金利分企業債の借換え効果についても、総額で約8億7,900万円の経費節減が見込まれることなどから、今後も、国の動向についてこまめに情報収集を行い、制度の積極的活用による費用縮減を図られたい。

ウ 田主丸地区送水管整備事業について

平成20年度から3か年の計画で田主丸地区送水管整備事業を行っているが、本年度は事業が本格化したことにより、決算数値において主な変動要因の一つとなっている。

本年度は、固定資産が前年度よりも約23億1,800万円増加しているが、このうち約19億1,400万円は、本事業が進捗したことにより建設仮勘定が増加したものである。また、上記「イ 企業債について」にも記述しているとおり、本事業の財源として企業債の借入れを行うとともに、国の補助金交付も受け、これらが、本年度の資本金及び剰余金の増加要因となっている。内容を見てみると、前年度からの繰越分も含め、企業債の借入額12億5,900万円が借入資本金に計上され、補助金については、6

億 300 万円が資本剰余金となっているが、補助金の一部である 7,200 万円については補助制度の関係上、本市の一般会計を通して交付されるため、“一般会計出資金”という形で自己資本金に計上されている。

エ ガス事業民間譲渡の影響について

平成 20 年度末でガス事業が民間に譲渡されたことに伴い、ガス事業会計が所有していた合川庁舎等の資産が水道事業会計に移管（所管換え）され、本年度の固定資産増加の一因となっている。移管されたのは、有形固定資産である建物及び構築物、機械及び装置、車両、工具器具・備品の計約 2 億 200 万円であるが、このうち建物については、水道事業がガス事業所有の建物に対し「施設利用権（約 4,400 万円）」という無形固定資産を持って、ガス事業と一体で使用していたものなので、移管を受けて建物の所有者となったことで、施設利用権としての資産はなくなることになり、固定資産としては、差し引きで実質約 1 億 5,800 万円の増となっている。

また、ガス事業民間譲渡の影響としては、これまで企業局庁舎内で水道事業とガス事業とで共用するものなどの経費について、それぞれの按分で支払われていたものが、水道事業のみの負担となるというマイナス面が懸念されていたが、平成 21 年 4 月の上下水道部発足という形で対策が講じられ、2 か月間の空白はあったものの、同年 6 月に、新しいパートナーとなった下水道事業の拠点企業が企業局合川庁舎に移されることとなった。

共通経費の負担について、前年度と比較してみると、負担割合の基準は所属職員数の割合等によりそれぞれ定められているが、平成 20 年度では、総額約 1 億 6,000 万円について、水道事業約 1 億 1,200 万円、ガス事業約 4,800 万円の負担となっており、21 年度は対象が 10 か月間分であるが、総額約 1 億 4,100 万円について、水道事業約 9,300 万円、下水道事業約 4,800 万円の負担となっている。これらを見ると、当初に懸念されていた共通経費等にかかる負担増については、本年度ほとんど影響が見られず、組織改正により速やかに対応がなされたことが、効を奏していると思われる。

オ その他経営指標について

経営指標については、「6 経営指標」に記載したとおりであり、23 指標のうち、本年度の指標が前年度と比較して、良好となったものが 14 指標、好ましくない方向へ動いたものが 6 指標、変動がなかったものが 3 指標となっている。

好ましくない方向へ動いた数値のうち 3 指標は、「(2) 短期的支払能力について示す指標」の 3 指標すべてであり、これは、主に未払金の増加により、流動負債が増加したことによる。

一方、前年度に好ましくない方向へ動いた「(4) 利益率・収益性を示す指標（4 指標）」すべてのうち、「営業収支比率」を除く 3 指標は、本年度良好に転じた。「営業収支比率」は好ましくない方向にあるものの、安定経営の最低条件である 100%を超えており、他市との比較でも良好である。

(2) 会計・決算事務に関する意見・講評

会計処理については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

ア 過年度分手数料の調定減額処理誤りについて

過年度分の収益について調定減額する際は、費用に計上すべきところ、収益にマイナス計上しているものがあった。

イ 修繕引当金の計上について

修繕引当金の引当てにおいて、修繕費の予算残額を引当金計上額としている。これは、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達に基づく計上方法であるが、本来、引当てについては、将来の大規模修繕に備えた修繕計画などを定め、それに基づく修繕引当金の引当て計画に基づいて執行していくべきものと思われる。企業局においても、引当て基準について何らかの整理が必要との認識はなされているので、会計原則に則った適切な対応を図られたい。

ウ 文書事務の適正化について

文書事務については、前年度にも意見・講評したものだが、本年度においても、起案文書に文書番号を付していないものや決裁日が記載されていないもの、外部から受領した報告文書を文書收受の手続きをしないままフォルダにそのまま保管しているなど、基本的な事務処理方法や手続きが順守されていないものが見られた。改善への取組はなされているようだが、これらは事務の基本にかかる事柄なので、改めて組織としてその重要性を認識し、遺漏のない事務処理に努めること。

(3) その他の意見・講評について

ア 田主丸地区の整備について

田主丸地区の給水事業については、平成20年度から3か年の計画で、まず、送水管整備事業が行われており、当初計画の総延長16.7kmに対し、本年度までに、14.0kmの送水管が布設されている。

当初計画では、送水管整備後は、平成23年度から一般市民向けの整備事業が予定されているが、20年秋以降の急激な景気悪化を受け、環境変化も起こっており、それらを十分認識したうえでの今後の取組が求められる。特に、本事業については、送水管整備事業だけでも、総事業費が約24億600万円（当初計画19億7,300万円）と

見込まれるなど、多額の投資を必要とする事業であるので、十分な情報収集と検討のもとに事業を遂行されたい。また、言うまでもないことだが、今後の事業展開においても、生活に大きな影響を受けることになる地区住民に対し、時宜に応じた対応を常に意識しながら取り組まれたい。

イ 地域事務所について

各総合支所には、上下水道部の地域事務所が設置されており、水道事業についても城島及び三瀨総合支所環境課の職員が、それぞれの事務量等に応じて数人ずつ併任で配属されている。

合併から5年が経過する中で、地域事務所のあり方及び総合支所との関係について、業務量や出先機関におけるサービスのあり方などの面から、水道事業にとって、どのような組織形態が効率的か絶えず検証することが必要であるが、このことについては、すでに平成22年度から5か年にわたる「久留米市行政改革行動計画」でも、上下水道部の取組項目としてあげられるなど、十分認識がなされているので、関係部署とも調整を行いながら、取組を進められたい。

ウ 中期経営計画の策定について

前年度までの決算審査においても、本水道事業にとって「中期経営計画」の持つ意味や重要性については繰り返し述べてきたところである。本年度は「平成17年度～21年度久留米市水道・ガス事業中期経営計画」の最終年であったが、これまで計画策定後の様々な環境変化もある中で、「お客さまに信頼される水道水の供給」という経営理念のもと、種々の事業展開及び事業経営がなされてきている。

ところで、現在の決算審査時点において、すでに平成22年度事業が開始されているのだが、その抛り所となるべき、22年度からの「中期経営計画」がまだ策定されていない。内外において様々な状況変化もあったとはいえ、企業経営の最も基本となる計画であるので、鋭意取り組んでいるとのことだが、あわせて策定予定としていた「地域水道ビジョン」とともに、早急に策定されたい。